

障 発 1014 第 1 号  
令和 4 年 10 月 14 日

国土交通省自動車局長 殿  
(アルコール健康障害対策推進会議構成員)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

令和 4 年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について (依頼)

アルコール健康障害対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

アルコール健康障害対策基本法 (平成 25 年法律第 109 号) において、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年 11 月 10 日から 11 月 16 日までを「アルコール関連問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとされております。

このため、厚生労働省では、今般、別添のとおり令和 4 年度「アルコール関連問題啓発週間」実施要綱を作成し、関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等と協力の下、広報啓発事業を実施するとともに啓発事業の実施及び広報の推進を呼びかけることとしております。

つきましては、貴職におかれましても、実施要綱に基づき、啓発事業の実施及び広報の推進に取り組んでいただくとともに、関係団体に対し、本週間について周知いただくよう御理解・御協力方お願いいたします。

【参考 URL:厚生労働省 HP 令和 4 年度における「アルコール関連問題啓発週間」の取組】  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176316\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176316_00005.html)

**【担当者】**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課 アルコール健康障害対策推進室  
押尾、三津  
TEL :03-5253-1111 (内線)3100、3065  
FAX :03-3593-2008